



暴追とちぎ

第67号

令和2年7月



CONTENTS

組織犯罪対策第一課長の御挨拶	1
暴力追放県民センターの活動状況	2
行政・企業対象アンケート結果	5
栃木県暴力団排除条例Q & Aシリーズ⑧	7
お知らせ	10

わが町に
入れない寄せない
暴力団

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター

宇都宮市昭和3丁目2番8号 しもつけ会館内 TEL 028(627)2995



御 挨 拶

栃木県警察本部
刑事部

組織犯罪対策第一課長 谷 島 義 則

本年3月13日付けで、鹿沼警察署長から組織犯罪対策第一課長に着任いたしました。
誌面をお借りしまして着任の御挨拶を申し上げます。

皆様には、平素から暴力団排除活動をはじめ、警察活動の各般にわたり深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルスの感染拡大で多大な影響を受けられていることと、衷心よりお見舞い申し上げます。

さて、六代目山口組が分裂し、神戸山口組が結成されて5年目を迎えておりますが、昨年、六代目山口組若頭の出所に前後して、全国各地で銃器を使用した殺人事件等が頻発し、本年1月、関係府県公安委員会が両団体を特定抗争指定暴力団に指定するなど、山口組を巡る対立抗争は高度な緊張状態にあります。

こうした中、県内においては、本年3月、宇都宮市内において、六代目山口組傘下組織構成員らによる神戸山口組傘下組織構成員を標的とした集团的器物損壊事件が発生し、被疑者を早期に特定して5名を逮捕し、不法事案の続発を阻止したところであります。

このほか、両団体の対立を好機と捉え、抗争の背後で勢力を伸ばそうとする他団体の動向もあることから、現下の暴力団情勢は予断を許さない状況にあります。

暴力団を壊滅するには、事件検挙による人的基盤への打撃は勿論のこと、暴力団排除に向けて行動する皆様と連携した事務所撤去や、組織代表者に対する損害賠償請求など総合的な取組みが重要です。

県警では、暴力団に対する取締りを一層強化して不法行為を徹底検挙するとともに、暴力団を恐れることのない社会づくりに全力を尽くしてまいりますので、皆様には引き続き、警察活動に対する御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、栃木県暴力追放県民センターの益々の御発展と、会員の皆様の御健康、御多幸を祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。

●栃木県暴力追放県民センターの活動状況●

(1月～6月)

●令和元年度第2回理事会の開催

3月23日 令和元年度第2回理事会を開催し、令和2年度事業計画(案)及び収支予算(案)等の議案3件を議決、役員を委嘱する同意1件についても承認されました。



●「本町交差点地下横断歩道」への 暴力追放ポスター掲示広報活動

5月8日 暴力団追放広報啓発活動の一環として、本町交差点地下横断歩道「県政広報コーナー」に暴力追放ポスターなどを掲示し、暴力団追放啓発活動を行いました。

●令和2年度第1回理事会の書面表決

5月12日 令和2年度第1回理事会は書面表決とし、令和元年度事業報告及び決算報告等の決議すべき事項4件を提案し、承認されました。

●栃木県暴力追放県民センターの活動状況●

(1月～6月)

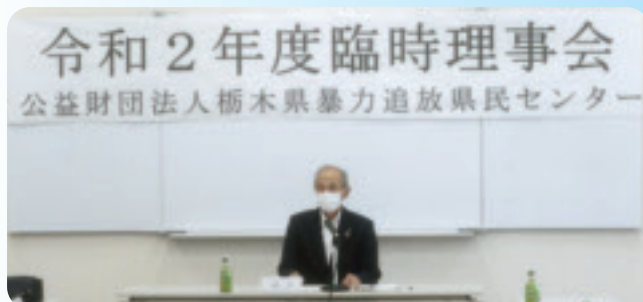
●令和2年度定時評議員会の開催

5月27日 令和2年度定時評議員会を開催し、令和元年度事業報告及び決算報告、定款の一部改正、理事、監事、評議員選任等の議案6件を議決、役員(顧問)の委嘱について報告しました。



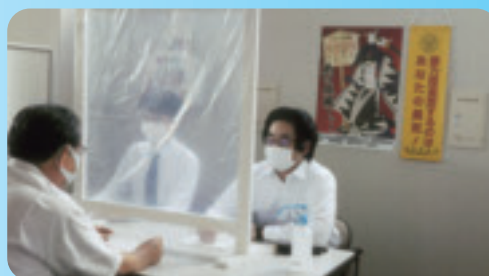
●令和2年度臨時理事会の開催

5月27日 令和2年度臨時理事会を開催し、理事長及び専務理事の選定、顧問、参与の委嘱等の議案4件を議決、理事長及び専務理事の職務執行状況等について報告しました。



●新型コロナウイルス感染予防対策について

当センターの相談室、応接コーナーに飛沫ガードパネルを設置し、相談者への対応を行っており、講習等では受付時にマスク着用、手の消毒等を確認し、3つの「密」を避け感染予防対策を行っています。





暴力団対策法で禁止されている

27の行為

暴力的要求行為

準暴力的要求行為



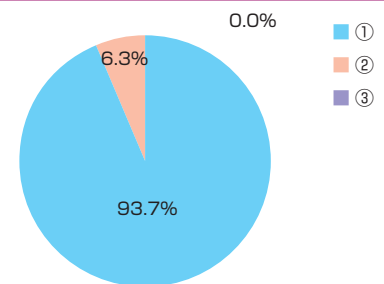


県内行政機関対象アンケート結果

◆実施期間＊令和元年度中 ◆受講人員＊476人 ◆集計人員＊463人（回答率97.3%）

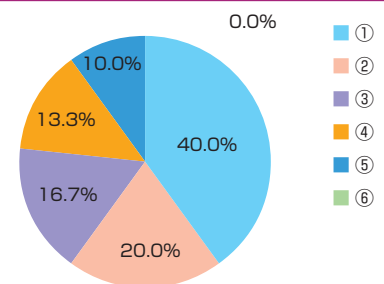
問1 過去3年以内に不当要求を受けたことがありますか？

①ない	93.7%
②ある	6.3%
③無回答	0.0%



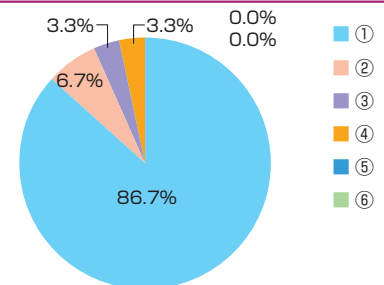
問2 不当要求の回数は何回でしたか？

①1回	40.0%
②3回	20.0%
③5回以上	16.7%
④無回答	13.3%
⑤2回	10.0%
⑥4回	0.0%



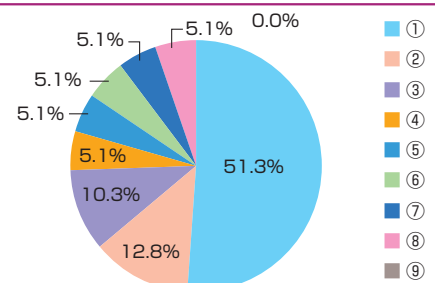
問3 不当要求を受けたとき誰が対応しましたか？

①私を含む組織で対応した	86.7%
②私一人で対応した	6.7%
③組織で指定された対応責任者が、主に対応した	3.3%
④無回答	3.3%
⑤組織の長が対応した	0.0%
⑥弁護士等の第三者が対応した	0.0%



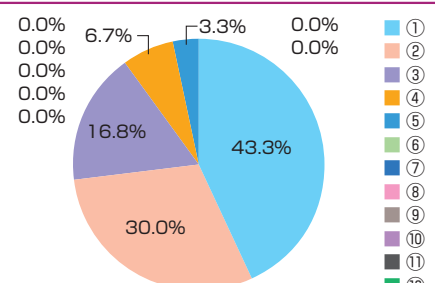
問4 不当要求を受けた際、誰かに相談しましたか？（複数回答可）

①上司に相談した	51.3%
②警察に相談した	12.8%
③行政官庁に相談した	10.3%
④誰にも相談しなかった	5.1%
⑤弁護士に相談した	5.1%
⑥暴走センターに相談した	5.1%
⑦同業者に相談した	5.1%
⑧その他	5.1%
⑨無回答	0.0%



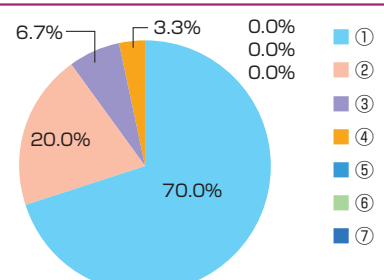
問5 要求の内容はどのようなものでしたか？（複数回答可）

①その他	43.3%
②公共工事入札、生活保護、許認可等行政官庁へ不当要求	30.0%
③ミスに対する謝罪要求や高額な賠償要求	16.8%
④無回答	6.7%
⑤因縁をつけての金品要求	3.3%
⑥あいさつ料、用心棒代などの要求	0.0%
⑦寄付金、賛助金等の要求	0.0%
⑧機関誌（紙）、書籍等の購読要求	0.0%
⑨拒否している施設の利用要求	0.0%
⑩工事の下請け参入、資機材納入等の要求	0.0%
⑪不法な債権取立	0.0%
⑫スキャンダル等の口止め料要求	0.0%



問6 相手の要求にどのように対応しましたか？

①要求を拒否した	70.0%
②無回答	20.0%
③その他	6.7%
④要求の一部に応じた	3.3%
⑤要求に応じた	0.0%
⑥最初は拒否したが、その後要求に応じた	0.0%
⑦交渉中	0.0%



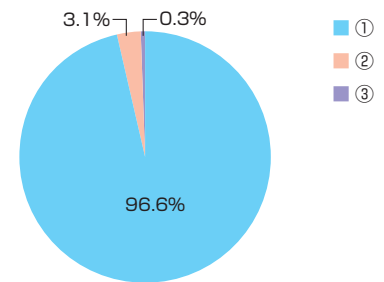


県内企業対象アンケート結果

◆実施期間＊令和元年度中 ◆受講人員＊679人 ◆集計人員＊641人（回答率94.4%）

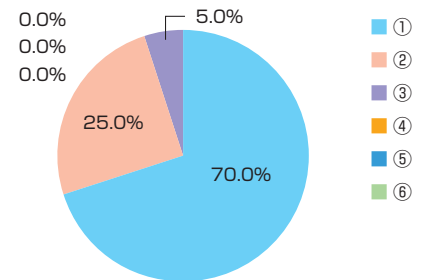
問1 過去3年以内に不当要求を受けたことがありますか？

①ない	96.6%
②ある	3.1%
③無回答	0.3%



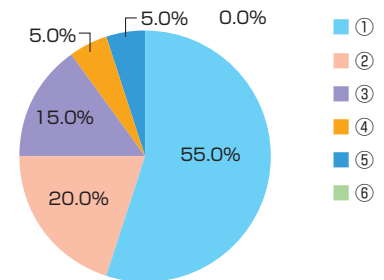
問2 不当要求の回数は何回でしたか？

①1回	70.0%
②無回答	25.0%
③2回	5.0%
④3回	0.0%
⑤4回	0.0%
⑥5回以上	0.0%



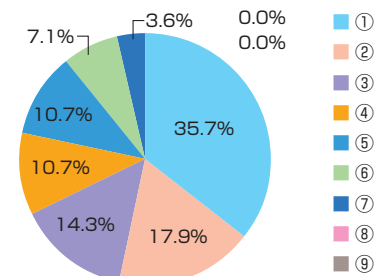
問3 不当要求を受けたとき誰が対応しましたか？

①私を含む組織で対応した	55.0%
②私一人に対応した	20.0%
③無回答	15.0%
④組織で指定された対応責任者が、主に対応した	5.0%
⑤会社（組織の長）が対応した	5.0%
⑥弁護士等の第三者が対応した	0.0%



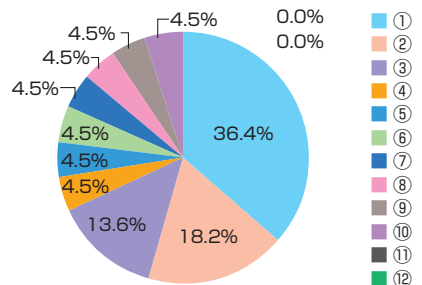
問4 不当要求を受けた際、誰かに相談しましたか？（複数回答可）

①上司に相談した	35.7%
②弁護士に相談した	17.9%
③その他	14.3%
④警察に相談した	10.7%
⑤無回答	10.7%
⑥暴追センターに相談した	7.1%
⑦誰にも相談しなかった	3.6%
⑧暴追センター以外の相談窓口相談した	0.0%
⑨行政官庁に相談した	0.0%



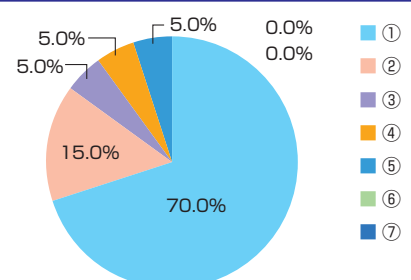
問5 要求の内容はどのようなものでしたか？（複数回答可）

①因縁をつけての金品等要求	36.4%
②ミスに対する謝罪要求や高額な賠償要求	18.2%
③無回答	13.6%
④寄付金、賛助金等の要求	4.5%
⑤債務免除や返済猶予の要求	4.5%
⑥不法な債権取り立て	4.5%
⑦示談介入	4.5%
⑧ミスを行政官庁へ通報するなど脅しての金品等要求	4.5%
⑨口座開設、保険契約、証券等に関する不当要求	4.5%
⑩その他	4.5%
⑪あいさつ料、用心棒代などの要求	0.0%
⑫工事の下請け参入、資機材納入等の要求	0.0%



問6 相手の要求にどのように対応しましたか？

①要求を拒否した	70.0%
②無回答	15.0%
③要求に応じた	5.0%
④要求の一部に応じた	5.0%
⑤最初は拒否したが、その後要求に応じた	5.0%
⑥交渉中	0.0%
⑦その他	0.0%



栃木県暴力団排除条例 Q&Aシリーズ ⑧



栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会

委員 鹿 村 庸 平

【事例】

私は、県から受注した公共工事を下請業者をお願いしているのですが、その下請業者が暴力団関係者であることが分かりました。

私としては、暴力団関係者といっても下請業者ですから問題ないかと思っており、そのまま工事を継続してもらおうと思っています。



下請業者に工事を継続してもらうことは栃木県暴排条例との関係で何か問題あるのでしょうか？

県条例6条では、県は、公共工事等の実施に当たっては、暴力団の活動による不当な影響を排除するものとし、県が実施する入札に暴力団員及び密接関係者を参加させないこと等その他の必要な措置を講ずるものとする規定されています。

従って、暴力団に関係していると判断された業者は、入札に参加できず、落札し請負契約を締結した場合でも後に暴力団関係者と判明した場合には契約を解除されたり、違約金や損害賠償を請求されることがあります。



受注業者である私の会社はもちろん暴力団ではないのですが、それでも問題あるのでしょうか？

大いに問題があります。

県条例19条第1項では、県と公共工事等に係る契約を締結した事業者（公共工事等事業者）は、暴力団員であることを知りながら、当該公共工事等に係る業務を行わせてはならないと規定されています。

ですから、下請業者が暴力団関係者であることを知りながら、工事をお願いすることは、条例違反です。





そうですか。
では、私はどのようにしたらいいのでしょうか？

まずは、下請業者との契約を解除し、工事を行わせないことが必要です。
取引関係から暴力団員を排除するためには、すべての契約の中に暴排条項を導入し、取引関係を持たない、持ってしまった後でも即座に排除するという体制を持つておく必要があります。その場合、下請けからの排除もできるように規定が必要です。詳しくは、日本建設業団連合会制定の「暴力団排除条項の参考例（雛形）」を参考にしてみてください。



ただ、先方が暴力団関係者ですから、私から契約解除を切り出すのは報復の可能性があり正直怖いのですが、どうしたらいいのでしょうか？

仰るとおり、自分だけでなく家族や従業員にも危害が及ぶおそれがありますね。
しかし、そのまま工事を継続させてしまうと、今後あなたの会社が入札に参加できなくなったり、現在の請負契約も解除されたり、違約金や損害賠償を請求される可能性がありますから、勇気をもって解除することが必要です。それにより暴力団との一切の関係を排除することが必要です。
専門家に依頼したい場合には、栃木県警、栃木県暴追センター（弁護士相談あり）、栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会にご相談いただいた上で対応することをお勧めします。



分かりました。
では、下請業者自体は暴力団関係者ではないのですが、その社長が暴力団員と付き合いのある方であった場合はどうなるのでしょうか？

県条例6条や19条は暴力団員だけでなく、密接関係者である場合にも適用されます。従って、下請業者が密接関係者である場合にも同様の対応が必要です。





密接関係者とは何ですか？

県条例6条では、密接関係者とは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者をいうと規定されてます。

それを受け、県暴力団排除条例施行規則3条では、密接関係者は、①暴力団又は暴力団員がその事業活動を実質的に支配していると認められる者(1号)、②暴力団又は暴力団員の活動について特別の利害関係を有する者(2号)、③前2号に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と関係を有する者であって、県が実施する入札に参加させることにより県の事務又は事業に不当な影響を及ぼすおそれがあると認められるものと規定されてます。



分かりました。
では、どのような場合に密接関係者に該当するのでしょうか？

暴力団と社会的に非難される関係にある場合をいうとされています。具体的には、暴力団主催の宴会やゴルフコンペに参加する、場所を提供する、宴会に花輪を送る、会食する、同行する、従業員として雇う、名刺を使用させる等の関係が認められる場合が当たります。

なお、この点について、大阪高裁2011年4月28日決定は、「『暴力団員と社会的に非難される関係』とは、例えば、暴力団員が関与している賭博や無尽等に参加していたり、暴力団員やその家族に関する行事(結婚式、還暦祝い、ゴルフコンペ等)に出席し、自己や家族に関する行事に暴力団員を参加させるなど、暴力団員と密接な関係を有していると認められる場合をいうと解するのが相当である。また、具体的な事案への当てはめにおいては、入札参加資格者と暴力団員とが密接な関係を有するに至った原因、入札参加者が当該関係先を暴力団員であると知った時期やその後の対応、暴力団員との交際の内容の軽重、その他情状を総合して判断すべきである。」という判断を示しました。



お知らせ

セミナー開催のご案内 企業防衛セミナー

日時 令和2年10月27日（火曜日）
午後1時30分から午後4時まで
場所 宇都宮市本町1番8号
栃木県総合文化センターサブホール



公益財団法人栃木県暴力追放県民センターと栃木県警察本部において、暴力団員の犯罪行為による被害の未然防止及び暴力団排除の意識高揚を図るため「企業防衛セミナー」を開催します。

現在、セミナーの開催に向け諸準備を進めておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、セミナーの延期あるいは中止もあります。その際は、追ってご連絡いたします。



お問い合わせは 栃木県暴力追放県民センター ☎028 (627) 2995

暴力団等反社会的勢力に関する事でお困りの方は
弁護士が相談に応じます (無料・秘密厳守)

民事介入暴力一日相談所

◆日時 **10月30日(金)**

午後1:30～午後3:30

◆場所 佐野市勤労者会館2階会議室A
佐野市浅沼町796



お問い合わせは

栃木県暴力追放県民センター
栃木県警察本部組織犯罪対策第一課

☎028 (627) 2600
☎#9110

暴力団に関する悩み、困りごとは

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター へご相談ください

相談電話 028-627-2600

事務局 宇都宮市昭和3丁目2番8号 しもつけ会館内

TEL 028-627-2995 FAX 028-627-2996 URL <http://www.boutsui-tochigi.or.jp/>

- 相談は無料。秘密は厳守します。
- 暴力追放相談委員が、皆さんからの相談に応じます。
- 暴追センターで委嘱している弁護士、保護司、少年指導委員にも相談ができます。
- 相談は、面接のほか電話や手紙、メール等でも結構です。
- 相談は、毎週月曜日～金曜日（休日祝祭日を除く）
- 弁護士相談の日は、毎月第3水曜日の午後1時30分から午後3時30分までの間、当センター相談室で行っています。



賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

（公財）栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同してご支援、ご協力いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしております。

●会員には

- 暴力団等反社会的勢力に関する情報を提供します。
- 賛助会員章（プレート）、暴追センター機関紙、暴排ポスター、不当要求対応マニュアル等の資料を提供します。
- 暴追大会、セミナー等のご案内をいたします。
- 税制上の優遇を受けることができます。

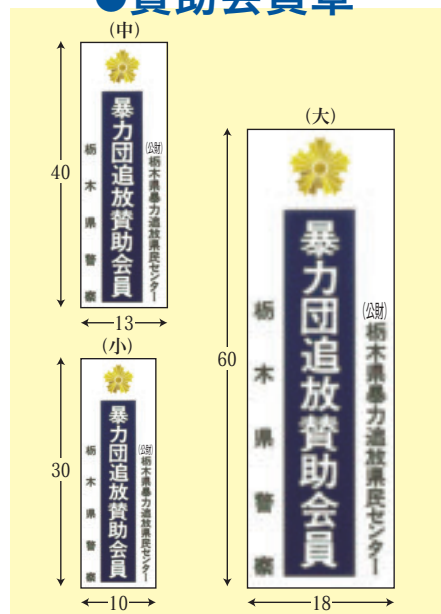
センターは公益法人ですので、賛助会費は税法上の寄附金として優遇措置（控除の対象）を受けることができます。
個人会員の場合は税額控除※の対象となります。
※税額を算出した後、一定の計算式により税額を控除する制度。

●賛助会費 年額（口数の制限はありません。）

法人・団体 1口 10,000円
個人 1口 5,000円

●入会のお申込は、事務局へご連絡ください。

●賛助会員章



暴追とちぎ令和2年7月号（通巻67号）表紙写真



「初夏の湖畔」

手前に広がる湖は日本一標高の高い場所にある中禅寺湖です。奥には山頂に雲が掛かる男体山。奥日光を代表する風景です。この位置から見える男体山は意外なほど低く見えますが、大きな存在感を放っています。男体山の噴火により中禅寺湖が作られ、そして華厳の滝と続きます。山、湖、滝、世界遺産が近くに存在しているため、観光客はもとより写真愛好家にも魅力的な場所です。また、2017年に男体山は活火山に分類されました。

参考（中禅寺湖の水面の標高 1,269m、男体山標高 2,484m）

撮影者 秋本悦男氏